

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和4年3月22日（火曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前10時51分 散会

## 付託事件

議案第12号，議案第17号，議案第20号中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分，第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分，議案第21号，議案第27号，議案第28号，議案第29号，議案第30号，議案第36号中第1表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第2表継続費補正中第3款（民生費）及び第10款（教育費）

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第12号 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例
- ② 議案第17号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第20号 令和4年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分，第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分
- ④ 議案第21号 令和4年度水戸市国民健康保険会計予算
- ⑤ 議案第27号 令和4年度水戸市介護保険会計予算
- ⑥ 議案第28号 令和4年度水戸市介護サービス事業会計予算
- ⑦ 議案第29号 令和4年度水戸市後期高齢者医療会計予算
- ⑧ 議案第30号 令和4年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算
- ⑨ 議案第36号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第11号）中第1表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第2表継続費補正中第3款（民生費）及び第10款（教育費）

## 2 出席委員（7名）

委員長	木本信太郎	君	副委員長	森正慶	君
委員	萩谷慎一	君	委員	土田記代美	君
委員	黒木勇	君	委員	袴塚孝雄	君
委員	田口米蔵	君			

## 3 欠席委員（なし）

## 4 委員外議員出席者（なし）

## 5 説明のため出席した者の職，氏名

副市長	秋葉宗志君		
福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋君	福祉部副部長兼福祉事務所副所長	田中誠一君
福祉事務所参事兼子ども課長	柴崎佳子君	福祉事務所参事兼福祉指導課長	大久保克哉君
福祉総務課長	堀江博之君	生活福祉課長	櫻井学君
障害福祉課長	平澤健一君	高齢福祉課長	小林かおり君
介護保険課長	荻沼学君		
保健医療部長	大曾根明子君	保健医療部副部長	小林秀一郎君
保健所長	土井幹雄君	保健所技監兼保健衛生課長	前田亨君
保健総務課長	三宅陽子君	地域保健課長	野口奈津子君
保健予防課長	大冢要之君	国保年金課長	関根豊君
教育長	志田晴美君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会事務局教育部参事	橋義孝君	教育委員会事務局教育部参事	菊池浩康君
教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長	三宅修君	総合教育研究所	春原孝政君
学校管理課長	細谷康之君	学校保健給食課	小川佐栄子君
幼児教育課長	松本崇君	学校施設課長	和田英嗣君
生涯学習課長	湯澤康一君	歴史文化財課	小川邦明君
放課後児童課	大和敦子君	中央図書館長	林栄一君
教育研究課長	野澤昌永君		

6 事務局職員出席者

法制調査係長	富岡淳君	書記	堀江良君
--------	------	----	------

午前10時 0分 開議

○木本委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

この際、御報告いたします。

本日、一般傍聴人2名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○木本委員長 それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第12号ほか8件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第12号ほか8件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○木本委員長 御異議なしと認め、一括議題とさせていただきます。

それでは、付託議案につきましては、一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について、御意見を伺いながら、採決に入ってまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○木本委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

初めに、議案第12号 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○木本委員長 それでは、議案第12号について採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第17号 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、反対いたしますので、反対の立場から一言、意見を申し上げます。

賦課方式をこれまでの3方式から平等割をなくし、2方式とすることで、多人数世帯ほど負担が重くなると、以前から反対をしてきました。県に特に強要されているわけでもないのであれば、本市独自に被保険者の実態に合った方策を考えるべきであり、笠間市では、平等割分を市が負担することで、全世界の値下げを実現します。自治体の姿勢によって市民負担を軽減することができるはずと考えます。

今回の税率改正によって、値上がりする世帯と値下がりする世帯が生じますが、提出資料で示されたモデ

ル世帯の例を見ても、値上がり率が7万円、8万7,000円といったあまりに高額で、とても許容できない値上げ幅であります。とても同意できません。

国保税は、収入に対して高過ぎて、今でも払えない世帯が3,000世帯を超えております。本市の国保会計は黒字であって、9億円を超える黒字を活用して値下げすることを求めてきましたが、今回の改定ではせめてどの世帯も値上げにならない配慮と工夫は、しようと思えばできたと考えます。被保険者の4割に当たる1万5,000世帯が値上げ、しかもあまりに大幅な値上げとなる改定であり、コロナ禍で苦しむ市民に追い打ちをかけるような増税を押しつける本条例には反対をいたします。

○木本委員長 ほかにございませんか。

黒木委員。

○黒木委員 議案第17号、賛成の立場から意見を申し上げます。

社会保険方式を採用する医療保険制度においては、保険料負担は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する必要があります。

本条例の一部を改正する条例においては、被保険者全体の税負担を変えないことで、実質的な改定をゼロとしたこと、さらに水戸市独自に18歳年度末までの全ての子どもに係る均等割額について5割軽減することとし、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っています。高齢化の進展等により、医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況においては、国民皆保険制度の基盤を支えるための条例改正であり、賛成するものであります。

○木本委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、議案第17号について採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 挙手多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 令和4年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について、御意見等がございましたら発言を願います。

田口委員。

○田口委員 審議の中でのことなんですけれども、社会福祉費の中での高齢福祉、敬老会費ということでの予算が計上されておりますが、来年度からは福寿のつどいということで、今までの敬老会を見直して新たに実施するという報告がございましたけれども、そういう中で、質疑の中で記念品やあるいは敬老会のそれぞれの地域の行い方について説明がありました。

なかなか敬老会、今までも実施するのは難しい地域もあったり、またスムーズにいろいろ開催できたところもあり、地域の事情がそれぞれあるかと思いますが、今回の福寿のつどいといって新たにスタートする分

に当たっては、検討委員会等で十分に審議されて決定されたと思います。しかし、記念品の配付の仕方とか、その会の行いに当たっての地域の事情を踏まえながら、よりよい敬老会の集いとか福祉のつどいになるよう努力をしていただきたいというふうに思います。

○木本委員長 そのほかございませんか。

土田委員。

○土田委員 議案第20号 令和4年度水戸市一般会計予算につきましては、反対をいたしますので、少し意見を述べさせていただきます。

まず、この予算には、幼稚園の廃止、給食の民間委託など、私どもがずっと反対してきたものが盛り込まれております。幼稚園の廃止については、幼稚園はただ人が減れば、どんどん閉めていけばいいというものではなくて、地域でみんなで子どもを育ててきた部分でもあり、住民の意見などがきちんと反映されていないところも見えております。むしろ市立幼稚園の中身を充実して、増やす努力をしていただきたいと思いません。

もう一つ、次に、学校プールの廃止も、これもあまりにも拙速な判断で、強行されるということに断固反対いたします。

さらに、敬老会の縮小も、本当に地域で高齢者の方と触れ合う機会、高齢者の方を大切にする地域活動、こういったことをばっさりと切り捨てるということに納得がいきません。

以上の理由から反対をいたしますが、3点要望いたします。

長引くコロナ禍の下で生活保護ですとか困窮者支援、DVや児童虐待相談等、市民の困難が増えております。そういった市民にしっかりと寄り添える支援の充実を頑張っていたいただきたいと要望します。

もう一点、学校施設の老朽化対策の予算が増えましたけれども、ぜひ速やかに徹底的に進めていただきたいと思いません。

最後に、コロナ対策、保健所の皆さん大変だと思いますけれども、コロナ対策の徹底とともに、コロナでもう2年以上も普通の生活ができなくなっている子どもたちに対して、一人一人にきめ細やかな対応ができる教育を進めていただきたいと思いません。

以上です。

○木本委員長 そのほかございますか。

萩谷委員。

○萩谷委員 私のほうからは、第10款教育費、第2項小学校費、第1目の小学校管理費の小学校プールの外部プールの使用について、ちょっと私も慎重に検討させていただきました。確かに現場サイドでは、歓迎する声も少なくなかったというのが実際のところですが。また、私自身も公民連携論者で、やっぱり民間の活用、あるいは市民の力を使って、しっかりと行政運営していくということが大事というふうな、そういったことを中心に私も議会活動をやってきた経過はあります。

ただ、今回の場合、やっぱりプロセスが私はよくないと考えております。特に、学校プールというのは市民の財産でもあるわけですね。しかも、今、小学校のプールがなくなった場合、特に市街地の場合、東町のプールがなくなって、水府の市民プールもなくなってという、そういう状況の中では、やっぱり子どもた

ちが水泳をするといった場が失われるということは確かなことでございます。

やっぱりこういった問題というのは、学校からプールをなくして本当にいいのかどうかというのは、市民的な議論をするべきじゃないかと私は考えています。本会議でも申しましたが、来年度1年間ぐらいは市民を交えてこういった議論をしっかりとやった中で外部プールを使用していくということに決めていくなら、私はそれでいいと思っていますが、現段階では私はちょっとこれには賛成いたしかねるということで、この一部の部分については反対させていただきます。

○木本委員長 そのほかございませんか。

黒木委員。

○黒木委員 まず、民生費から意見を申し上げさせていただきます。

新年度に新たに創設されますこども部に関しまして、子育てに関する様々な課題に一元的に対応する部であると説明いただきました。今までの担当課の単なる集合体とならないようにしていただきたいと思います。また、そのために内部での緊密な連携体制の下で、その効果が市民サービスに、福祉の向上につながるよう取り組んでいただきたいと意見を申し上げさせていただきます。

障害者の収入向上の取組につきましては、水戸市障害者共同受発注センターを中心に、協力いただいている事業者と関係をよりよいものにしていただくとともに、新たな事業所の開拓などを行っていただきながら、障害者のさらなる収入の向上に努めていただきたいと思います。

衛生費です。

小児インフルエンザ予防接種事業につきまして、高校1・2年生を追加し、1歳から18歳まで接種費を助成するとし、対象年齢者の60%で3,000人を接種見込みとのことで御説明いただきました。対象者とその保護者への制度の周知に努めていただきたいと思います。

次に、子宮頸がん予防接種事業につきまして、対象者への個別通知を確実に実施していただくとともに、様々な広報により対象者への制度の周知をしっかりと図っていただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、ワクチンに関する正確な情報提供発信を行うとともに、接種を希望される方が確実に接種できるよう、新年度においても引き続き無事故の接種事業推進を図っていただきたいと思います。

続いて、教育費につきましては、AIドリルによる一人一人に応じた学習、ICT環境が整備されたことによりまして、令和4年度このAIドリルによる子どもが自身で学習を進めることができる環境が整いますが、新たな教材による教員の指導もより大切になります。教育委員会による支援体制を確実に行っていただきたいと思います。

いじめ対応につきましては、未然防止や早期発見には、各学校と総研との緊密な連携でいじめの初期段階で情報を共有化することが何より大事であると考えます。そのことにより、早期解決につなげていただきたいと考えます。

小・中学校の緊急安全対策として、集中的な修繕、修繕対象箇所に関しましては、優先順位をつけて児童・生徒の安全確保のための修繕を最優先に実施していただきたいと思います。

次に、スクールソーシャルワーカーを、令和4年度新たに水戸市独自で1名配置するとのことで御説明い

いただきました。家庭での悩み、友人関係等で問題を抱え、悩む児童・生徒に対しまして、学習や生活面など一人一人に寄り添った課題解決を進めていただきたいと思います。

教育の最後になりますが、放課後学級につきましては、6年生までを受け入れ、待機児童ゼロを継続するとされていますが、児童1人当たりの使用する屋内スペースが適切な広さとなるよう取り組んでいただきたいと思います。このコロナ禍での学級運営となりますが、しっかりと運営体制、安全対策を図っていただきたいと思います。

以上でございます。

○木本委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 それでは、ちょっと意見を申し上げさせていただきます。

ワクチン接種は順調に進んでおられるというふうに思っておりますが、最近、特に高齢者の死亡事故が多いというようなことで、私は重症化の判断基準をもう少し見直すべきではないかと。単市では難しいのかも分かりませんが、そういった状況になってきているのかなと、この辺についても十分お考えをいただいて、お進めいただきたい。

高齢者の先ほどのお祝いでございますけれども、これまでなぜお祝いができなくなったかということ考えたときに、今回御説明いただいた地域の力の活用については、大変ちょっと危惧する部分があるというふうに思っています。ですから、なぜ各町内会でお祝いができなくなってしまったのか、このことについても一度原点に戻ってお考えをいただいて、そしてどういう形でどういうふうなことでやれば、全町内会、自治会でこの事業を継続してやっていただけるのか、こういったことを実施に当たっては十分御配慮願いたいというふうに思っています。

それから、GIGAスクール、タブレット教育が今もう盛んに行われていて、私もすばらしいことだというふうな認識はございますが、一方では、子どもたちとの距離がこのことによってちょっと遠くなるのではないかというような危惧があります。それから、もう一つは、この事業を行ってきたために、ややもすると休校、こういうことに走りがちだと。他県・他市の状況を見ても、できるだけ子どもたちに学校に来てもらう、こういうふうな事業が盛んに行われております。慎重はいいんですが、この辺の度合いをもう少し御配慮いただいて、子どもたちが学校に来て勉強できる、そして先生方と触れ合う、そういう時間を十分に増やしていただく。このためには、校長会等の連携もあるかも知れませんが、何度も申し上げますが、校長さんによっては、やっぱり管理のレベルの違いがございますので、その辺についても十分教育委員会としてきちんとした指針を発揮して努力していただきたいと思いますというふうに思っています。

それから、今、黒木委員のほうからもありましたが、放課後学習のいわゆる教室の使い方でございますけれども、6割、7割の参加者というようなことが前提にあるようでございます。しかし、こういった社会情勢の中では、それをお使いになる生徒さんの数というのは増えてきているのではないかとこのように思います。そういった中で、これまで委託している教室の数が果たしていいのか悪いのか、そして学校によって足りないということであれば、臨機応変にどうのこうのと言わずに対応できるような、そういう柔軟性を持った運用をしていただきたいと思います、このように考えております。

最後に、プールの廃止の事業でございますけれども、これについては、今、萩谷委員のほうからもお話いただきました。やはり議会が承認するとかしないとかということではなくて、やっぱり執行部と議会は両輪であるという認識の中で、きちっと説明をしながら進めていただけるということが、私はこの事業推進に当たっての一番いいやり方ではなかったかというふうに思っています。

したがって、まだ論議不足等々もございますので、これらについては十分議会との連携を深めて御配慮いただきたい。特に、委員長にお諮りをさせていただきたいと思いますが、この執行に当たっては、今後ちょっと委員会等々も年度当初、素早く話し合いをして、そしてお互いの認識の中で執行していただけるというような意見を付して賛成をするというような形を私は取りたいというふうに思っておりますので、採決に当たっては、一度暫時休憩をしていただいて、別室で委員会の皆さんと御協議をいただき、案文を精査して、そして採決をしていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○木本委員長 それでは、今、袴塚委員より、採決前に一度暫時休憩をして、ちょっとこの議案の整理をしたいということですが、皆さん、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 そしたら、一旦、暫時休憩にさせていただきます。

午前10時21分 休憩

---

午前10時29分 再開

○木本委員長 それでは、委員会を再開させていただきます。

それでは、議案第20号について、改めて御意見等がございましたらば、発言願ひします。

袴塚委員。

○袴塚委員 議案第20号の小学校、中学校費のプールの問題について、意見を申し上げます。

水泳授業、環境整備事業については、市の水泳授業について重大な転換をするものであるが、事業方針についての説明責任が十分に果たされておらず、議会における審議が不足しているところである。なお、執行に当たっては、事業内容をさらに精査した上で、新年度当初に当委員会に改めて報告されたい。このような意見を付して私は賛成をさせていただきたいと、このように思いますので、委員長のお計らいをよろしくお願ひします。

○木本委員長 ありがとうございます。

そのほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、議案第20号について採決いたします。

議案第20号については、ただいまの袴塚委員の10款に係る意見を付して原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひします。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 挙手多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決しました。



次に、議案第21号 令和4年度水戸市国民健康保険会計予算について、御意見等がございましたら発言をお願いします。

土田委員。

○土田委員 議案第21号 令和4年度水戸市国民健康保険会計予算につきましては、反対をいたします。

議案第17号と同様の理由で反対をいたしますが、一言、意見を申し述べます。

新年度から国保税が値下げとなる世帯と、大幅値上げとなる世帯がありますが、その予算の審議であるにもかかわらず、それぞれの影響額についての試算すらお答えになりませんでした。私たちは、市の施策について市民に説明する義務があり、議会はその予算を議決する機関であります。その審議のために聞いていることにまともにお答えにならない姿勢はちょっと異常で、あまりに不誠実であると思います。私は、この委員会で市民に選ばれて、市民の代理として予算を慎重に丁寧に審議するという責務がこれでは果たせないということに強く抗議をしたいと思います。

以上です。

○木本委員長 そのほかございませんか。

黒木委員。

○黒木委員 令和4年度の国保会計で賄う繰越金が2億2,000万円であるということで御説明いただきました。高齢化の進展などによりまして、医療給付費等が増加する一方で、コロナ禍の状況や国際情勢の不安定要因によりまして、物価上昇が今後も想定されております。被保険者の所得が十分に伸びない状況でもあります。担当課におかれましては、この収納に関する相談体制をしっかりと丁寧に対応を行っていただきまして、安定的な国保の運営に努めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○木本委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、議案第21号について採決いたします。

議案第21号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 挙手多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 令和4年度水戸市介護保険会計予算について、御意見等がございましたら発言願います。

黒木委員。

○黒木委員 高齢化の進展に伴い、認知症に対する不安を持つ方が多くなっていると感じております。本市における認知症サポート医や保健師等から成るチームによる早期の診断によりスムーズな対応ができること、また悩みを抱える御家族などに制度の周知を図っていただき、より丁寧な対応、制度の運用を図っていただきたいというふうに思います。

○木本委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、議案第27号について採決いたします。

議案第27号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 令和4年度水戸市介護サービス事業会計予算について、御意見等がございましたら発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、議案第28号について採決いたします。

議案第28号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 令和4年度水戸市後期高齢者医療会計予算について、御意見等がございましたら発言を願います。

土田委員。

○土田委員 議案第29号 令和4年度水戸市後期高齢者医療会計予算につきましては、反対をいたしますので、意見を述べさせていただきます。

10月から、一部の方たちの窓口負担が1割から2割へと2倍化しますが、それを前提とした予算であるため、反対をいたします。高齢者の受診控えや、この間、2年以上にわたって続いているコロナ禍に加えて、物価の上昇、特に、新年度は日用品や食料品などの値上げラッシュが見込まれている中で、高齢者の負担増は認められないということで反対いたします。

○木本委員長 そのほかございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 後期高齢者の保険証でございますけれども、保険証を持ち歩くのに、ちょっと大きいんですよ。ですから、今カード化をいろんな形で進めておられる事業が多々あると思うんですが、後期高齢者の事業等についても、カード化の方向に向けて御検討されたいと、こういうことをちょっと申し上げさせていただきます。

○木本委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、議案第29号について採決いたします。

議案第29号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 挙手多数でございます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 令和4年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算について、御意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、議案第30号について採決いたします。

議案第30号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第11号）中第1表中歳出中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第2表継続費補正中第3款（民生費）及び第10款（教育費）について、御意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 ないようですので、議案第36号について採決いたします。

議案第36号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○木本委員長 総員挙手であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第12号ほか8件についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書について、お諮りいたします。委員会報告書については本日の質疑における御意見等も踏まえながら作成することで、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、この際、特に執行部から5件発言を求められておりますので、これを許します。

初めに、荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、委員会の貴重なお時間をいただきまして、今年度中に専決により条例の改正を予定しております事案につきまして御説明させていただきます。

福祉部介護保険課提出の資料、東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免についてを御覧ください。

こちら結論から申し上げますと、原発事故の影響により避難された方の介護保険料につきましては、今年度実施している減免と同様の内容にて、令和4年度も減免を実施しようとするものでございます。詳細につきましては、資料により御説明いたします。

初めに、1、国の財政支援制度延長への対応としまして、本市は、国の財政支援に基づき、東日本大震災による被災者の負担軽減を図るため、東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に

関する条例を制定し、介護保険料の減免を実施してまいりました。令和4年度におきましても、国の財政支援は、今国会における予算成立により延長される見通しでございます。そのため、今後、国の財政支援が確定した後、引き続き東京電力福島第一原子力発電所事故における被災者の保険料を減免するため、条例の一部改正を専決処分により行う予定でございます。

次に、2、改正内容といたしましては、(1)保険料の減免対象年度は、令和4年度分でございます。(2)減免対象者及び減免割合につきましては、次の表にございますとおり、帰還困難区域に住所を有していた被保険者及び令和元年度までに避難指示が解除された区域に住所を有していた被保険者ともに全額免除としております。ただし、避難指示が解除された区域に住所を有していた方のうち、上位所得層である被保険者個人の合計所得金額が、基礎控除前で633万円以上の方は減免の対象外となります。

資料の裏面を御覧ください。

参考としまして、避難指示区域の概念図を掲載しております。縦線の区域が帰還困難区域で、それ以外の灰色の部分が避難指示が解除された区域となっておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○木本委員長 それでは、委員より御意見等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 よろしいですか。

それでは、この件については終わります。

次に、関根国保年金課長、お願いします。

○関根国保年金課長 それでは、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免につきまして、保健医療部国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の国の財政支援制度延長への対応といたしましては、先ほどの介護保険課と同様の趣旨でございまして、令和4年度におきましても、東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者に係る国民健康保険税を減免するため、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正を専決処分により行う予定でございます。

2の改正内容の減免対象年度、減免対象者及び減免割合につきましても、介護保険課の内容と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

また、裏面に避難指示区域の概念図を記載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○木本委員長 それでは、委員より何かございましたら発言願います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、この件については終わります。

次に、荻沼介護保険課長、お願いします。

○荻沼介護保険課長 同じく、今年度中に専決により条例の改正を予定しております事案につきまして御報告させていただきます。

福祉部介護保険課提出の資料，新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免についてを御覧ください。

本件につきましても，今年度実施している減免と同様の内容で，令和4年度も実施するというものでございます。詳細につきましては，資料により御説明いたします。

初めに，1，改正理由といたしまして，本市は，新型コロナウイルス感染症の罹患者等の負担軽減を図るため，新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例を制定し，介護保険料の減免を実施してまいりました。令和4年度におきましても，罹患者等の保険料を減免するため，条例の一部改正を専決処分により行う予定でございます。

次に，2，改正内容につきましては，(1)保険料の減免対象年度といたしまして，令和3年度分及び令和4年度分のうち，令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているものといたします。また，(2)申請期限は，令和5年3月31日といたします。

なお，下段の表につきましては，参考といたしまして，要項にて規定する減免の基準を掲載したものでございますので，御参照願いたいと思います。

説明は以上でございます。

○木本委員長 それでは，委員より御質問等がございましたら発言願います。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○木本委員長 それでは，この件について終わります。

次に，関根国保年金課長，お願いいたします。

○関根国保年金課長 続きまして，新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免につきまして，保健医療部国保年金課提出の資料により御説明いたします。

本件におきましても，介護保険課と同様で，今年度実施している減免と同様の内容で，令和4年度も実施するというものでございます。

初めに，1の改正理由といたしまして，本市では，これまで新型コロナウイルス感染症の罹患者等の負担軽減を図るため，新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例を制定し，国民健康保険税の減免を実施してまいりました。令和4年度におきましても，罹患者等の保険税を減免するため，条例の一部改正を専決処分により行う予定でございます。

2の改正内容としまして，(1)の保険税の減免対象年度は，介護保険課と同様に，令和3年度分及び令和4年度分のうち，令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているものでございます。(2)の減免対象者及び減免割合につきましては，これまでと同様の基準でございまして，対象年を改正し，②について，令和3年度事業収入等としていたものを令和4年に，アの主な要件の(ア)において，令和2年の当該事業収入等としていたものを令和3年とするものでございます。(3)の申請期限につきましては，令和5年3月31日でございます。

説明は以上でございます。

○木本委員長 それでは，委員より御質問等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、この件について終わります。

次に、関根国保年金課長、引き続きお願いいたします。

○関根国保年金課長 次、それでは、水戸市国民健康保険税につきまして、保健医療部国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の地方税法施行令の改正への対応といたしまして、令和4年度税制改正の大綱が、昨年12月に閣議決定されまして、国民健康保険税の課税限度額の引上げを講ずることとなりました。これに伴いまして、地方税法改正法案が今国会に提出されており、その年度内の成立にあわせて地方税法施行令が改正され、令和4年4月1日から施行される見通しでございます。そのため、地方税法施行令の改正後に、水戸市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分により行う予定でございます。

2の改正内容といたしまして、国民健康保険税のうち、基礎課税額に係る課税限度額を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の19万円から20万円に改正するものです。

なお、介護納付金についての改正はございません。

今回の改正により、令和4年度の国民健康保険税の課税限度額の合計額は、99万円から102万円となります。

参考といたしまして、令和4年度からの課税限度額について記載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○木本委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 それでは、この件について終わります。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。本件につきましては、お手元に配付いたしました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして、申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木本委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

それでは、特に緊急の案件がない限り、今回が今年度最後の委員会になろうかと思っておりますので、今月末をもって退職されます増子教育部長より御挨拶をいただきたいと思っております。

増子教育部長、お願いいたします。

○増子教育部長 本日は、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

この3月をもちまして定年退職を迎えることとなりました。これもひとえに皆様方の温かい御指導・御支援の賜物と心から感謝を申し上げます。

この39年間を振り返りますと、12年ぶりに教育委員会に戻ってきた年に東日本大震災が発生し、本庁舎から早急に事務局を移したことが、まず思い起こされます。また、この2年間は新型コロナウイルスの感

染拡大により、臨時休業、夏休み短縮、分散登校、1人1台タブレット端末2万台の整備、オンライン授業の実施など、様々な対応を次々に求められました。また、教育委員会では、近年、開放学級や保育所の待機児童問題、幼稚園の再編、笠原小の校舎増築、校舎トイレの洋式化など様々な課題を抱えておりましたが、委員の皆様から様々な御質問や御意見をいただく中でいろいろな気づきやヒントがあり、解決に向けて後押しをいただけたものと考えております。大変ありがたく思っております。

今後は、心身の健康を第一に考え、一那珂市民として水戸市の発展を見守ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、木本委員長はじめ皆様方には大変お世話になりありがとうございました。皆様方の御健勝と今後ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○木本委員長 それでは、この際、一言、委員会を代表いたしまして御挨拶をさせていただきます。

増子教育部長におかれましては、今お話のありましたとおり、水戸市の奉職以来、長い間、本市の発展と、そして市民福祉の向上のためにお力添えいただきましたことを、委員会を代表しまして心から深い敬意と感謝の意を表したいと思っております。

これからぜひ健康にはくれぐれも留意されて、引き続き、那珂市民として水戸市の発展のためにお力添えを賜りたいと思っておりますし、また新たな立場におきましても、引き続き御健勝にてますます御活躍、御繁栄されますことを心から御祈念申し上げます。本当に、長い間大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時51分 散会